## 第67回 電力・ガス取引監視等委員会

## 議事録

- 1. 日時:平成29年1月16日 10:00~10:35
- 2. 場所:経済産業省 本館2階西8共用会議室
- 3. 出席者:八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員、箕輪委員
- 4. 議題:
  - (1) 電力小売全面自由化後の託送収支の事後評価について
  - (2)「電気事業の託送供給等収支に関する監査について(案)」について
  - (3) 第65回電力・ガス取引監視等委員会の議事の報告について
- ○八田委員長 おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第67回電力・ガス取引監視等委員 会の第1部を開催いたします。

本日は、2部構成とさせていただきます。第1部の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

それでは、プレスの皆様におかれましては、カメラ撮影はここまでということでお 願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入ります。

議題の1つ目「電力小売全面自由化後の託送収支の事後評価について」、資料3に基づいて、恒藤課長よりご説明をお願いいたします。

- ○恒藤NW事業監視課長 資料3でございます。電気の託送収支の事後評価のあり 方について、ご議論をいただきたいと考えてございます。
  - 一枚おめくりいただきまして資料3-1に基づきましてご説明をいたします。

資料3-1の2ページ目、PDFでは6ページ目でございますが、小売の電気料金につきましては、現在、原価算定期間経過後、本委員会におきまして各社の部門別収支、それから経営効率化の取組み状況を聴取するとともに、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを確認するなど、事後評価に係る審議を毎年行っているところでございます。その下に、実施状況をまとめてございますが、毎年評価をしているところでございます。

ただ、この小売料金につきましては、平成28年度以降、いわゆる電力小売全面自由

化になりまして、参入が自由化されるととともに各事業者が自由に料金メニューを設定することが可能になりまして、今後はこの小売料金については、市場競争を通じて 低廉化を促進する、そういう仕組みになったわけでございます。

そういうことで、今後は、経過措置料金のみ引き続き事後評価をしていくことになっているわけでございます。

昨年度実施した小売電気料金の事後評価の概要は3ページのとおりでございます。

これに対しまして、4ページでございますが、小売全面自由化後も送配電部門につきましては地域独占が残るということでありまして、競争を通じた仕組みというのは機能しないわけですので、効率化、それから料金の低廉化を促進する仕組みについては、市場を通じた仕組みとはまた別の仕組みが引き続き必要だと考えるわけでございます。

こうしたことを踏まえまして、28年度実績分から一般送配電事業者の収支状況、いわゆる託送収支ですね。それから効率化の取組み状況について、本委員会が定期的に公開の場で事後評価を行うということをしてはどうかと考えてございます。

その際、例えば以下の①~④に記載しておりますような形で実施してはどうかということで、①は、例えば料金審査専門会合等の公開の場で3~5年ごとに審議をしてはどうかと。その際、超過利潤累積額、あるいは想定単価と実績単価の乖離率といった結果だけではなく各社の取組み状況も評価し、さらなる取り組みを促進する方向で議論をしてはどうかと。

具体的には、例えば費用や収益の増減要因分析、あるいは競争調達比率向上等の具体的な取り組み、あるいはその目標設定といったことを評価し、各社の効率化を促進してはどうか。また、その場合、各社の先進的な取り組みについての情報共有を促進してはどうかということが、一つの案として考えられるのではないかと考えでございます。

ちなみに現行、託送収支についてどういうことをやっているかということを下の (参考) に書いてございますが、現在は、各社が託送収支計算規則に基づきまして、 各年度終了後4カ月以内に託送収支計算書を公表し、国は、その監査等を通じまして 超過利潤累積額等を確認し、決められたルールに従いまして託送料金変更命令の発動の要否を確認するということをやってございます。

その基準については、その次の5ページ、6ページに参考として記載してございま

す。

最後7ページでございますが、電力託送料金につきましては、昨年7月に消費者委員会が答申を出してございます。消費者委員会は、今後の電力託送料金の審査等に関しまして、消費者の視点から検討を行いまして、7月に答申を出してございます。

その中では、①~④までのことが必要ではないかというようなことを提言してございまして、例えば3~5年に1度託送料金の洗いがえをするなど、コスト削減の結果が料金に反映されるような仕組みが必要ではないか。それから、家庭用に過大な負担が寄らないように固定費の配分基準を見直すことが必要ではないか。事業者の効率化努力を促進するために定期的に検証をすることが必要ではないか。そして最後、託送料金の仕組み等について消費者への積極的な情報提供が必要ではないか。

こういうようなことが必要ではないかという提言が消費者委員会から出されてございます。

こういうことも参考にしつつ、当委員会として、今後託送収支等の事後評価をどの ようにやっていくかというのは検討していく必要があると考えてございます。

以上、事務局からのたたき台としての案をご説明させていただきました。ご審議を いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、委員の方からご質問、ご意見をお願いいたします。 稲垣先生どうぞ。

○稲垣委員 基本的な枠組みについては、従前のものをさらに強化して、一定期間で見直しを行うということと、それから監査を強化することについてはいいと思いますし、それから、具体的な内容については詳細を詰めていくべきだとは思います。

その際に、考えるべき軸が2つあると思います。ここは是非配慮というか、頭の中に入れながら、この軸からきちっと論理的に、項目を具体的にみていってもらいたいと思います。

その軸の1つ目は、要するに託送分野における独占というのは、競争から除外されたのではないということです。従前、つまり自由化の前は、総括原価のもとでも、託送料金なり、要するにネットワーク部門の利潤のあり方というのは甘かったのではないかということで、きちっと見直せという委員会報告などがあって、ここに対する監視が始まったと承知していますが、この改革の中での託送料金の見直しというのは、

やはり単純に利潤の蓄積をし過ぎているのではないかということではなくて、要する に全体に競争原理を入れる中で、社会経済上の不利益があるからすぐに競争原理を入 れるのは慎重に考えるということで、ここについては、独占がまだ許されている状態 にあるということだと思いますね。

したがって、ここも、やはり競争原理を導入したのと同じ効果が上がるような観点できちっとみていく必要がある。

その方法としては、ヤードスティックも1つだし、もう1つ考えたいのは、情報の公開です。評価基準とは違うわけですけれども、評価すべき項目とか、それから評価の仕方、あるいは監査で把握すべき情報、それから、その情報をどう使うかということは全部関連していますよね。つまり公開していい情報を把握しておく、こういうことですから。それから、公開に適するような形で科目なりをきちっとつくっていくということだと思うし、評価も、やはり公開に適する形が必要だと思います。

それで評価を、なぜこれをいうかというと、独占分野における競争の原理の導入には、国民に、あるいは関係者に情報を開示して、そこで意見をもらってもんでいく。これが一つの競争原理に類した機能を果たすと思うので、やはり的確な情報の把握ができる情報のつくり方、あるいは科目のつくり方、それから、それを社会の目にさらして、そして批判を浴びて、それを最適化していくということが考えられていいと思います。

それでは、これをどういう科目で、どういう評価項目にするのか、直接はなかなか 関連が難しいと思いますが、やはり軸になるのはヤードスティックだと私は思います。 これの導入の領域をどこまで広げるのかということは、やはり積極的に考えていって ほしいと思います。

もう一つの軸は、消費者委員会もいっているわけですけれども、改革の軸の1つで あるところの利用者に対する料金の低廉化、これはやはり無視できないというか、尊 重しなければいけない原理、目的であります。したがって、託送料金というのは全て に及ぶわけですから、これが低廉価されるように項目を考えていくということだと思 います。

その際に、ここからがちょっと難しい、今までと矛盾するような考えだと思いますけれども、小売とか発電は全国ネットで行っているし、ネットワークも全国にあるわけですけれども、所有者がそれぞれ異なっている。そうしますと、競争の発展の段階

があって、全国融通が活発に行われている市場というのは、まだつくられていないように思います。

そうすると、やはりそれぞれの事業者のもっている特性というのも、ある程度考慮 する必要があるということなので、ただ締め上げればいいということではないと思い ます。その辺も緩急よろしく考えてやっていっていただければと思います。

以上です。

○八田委員長 ありがとうございました。

圓尾委員どうぞ。

○圓尾委員 まず、全体に関して申し上げますと、やはりインセンティブ、つまり コスト削減に対してのインセンティブを与えることが大事と思っています。

それで、消費者委員会から4つの指摘のポイントがありますが、この中の、特に① のところ、これは、とらえ方によってはうまく機能しないのではないかと思っています。

過去を振り返ると、小売料金の話になりますけれども、ずっと以前は、総括原価方式に基づいて値上げするときも値下げするときも料金認可が必要で、つまり頑張ってコストが下がれば、その分だけ料金を下げなさいというのが何十年も続いていて、それが、つまりはコスト削減に対してのインセンティブが働かない仕組みとなって高コスト体質になったのではないかという反省がありました。それで、第二次の制度改正のときに、値下げは届出制にして、効率化の努力分は経営判断で使い方を考えなさいとなって、その後、全体の環境もありましたけれども、値下げが各社で頻繁に起きたという歴史的な経緯があります。

ですから、この託送料金についても、コストが下がれば、それをすぐに託送料金に 反映しろと締め上げていると、人間がやっている会社ですから、コスト削減に対して のインセンティブが働かないことにつながってしまうと思います。やはり頑張った人 にはそれなりのメリットがあり、頑張らなかった人に対してはペナルティーがある枠 組みにする必要があると思っています。

次に、託送料金の審査をやった経験からいくと、多分これからは高経年化対策のコストが膨らんでいく中で、これをいかに抑えていくかという意味で特に大事になってくると思っています。

そういう意味では、設備の発注方法というような単純なものもですが、どういうタ

イミングで、どういう資機材を取りかえていくのかとか、そういった知見を蓄えて、 どのように判断していくかというところでも、各社の優劣が出てくると思います。 ノ ウハウのため方にも差が出てくると思います。したがって、先進的な取り組みをやっ ていい結果を出した会社があれば、そういったものを他社にも共有化できる、ヒント になる情報提供という意味で、この審査が役に立てばと思いますし、遅れた会社に対 しては、さっき申し上げたようにむちを打つことにつながっていけばと思います。

そういうことを考えると、3年~5年とありますけれども、5年に1度というのは、さすが長過ぎると思います。少なくとも委員会事務局では毎年託送収支、その中身がどうなっているかはチェックしているわけですから、先進的な取り組み、何か参考になるような取り組みが出てきたときには、それを取り上げるという形で議論してみるのもいいと思います。遅れてきたところが顕著になってきたと思えば、随時取り上げていくことも必要だと思います。3年とか5年とか、余りきちっと区切る必要はないのではないかと思っています。

以上でございます。

- ○八田委員長 どうもありがとうございました。林委員どうぞ。
- ○林委員 ありがとうございます。

私は、技術的なところも少しあると思っていまして、特に4ページの「各社の先進的な取り組み」というのがあると思いますけれども、送配電事業というのは、これから市場連動型の事業という新しい取り組みになってくる中で、まさに再エネの導入とか、送配電事業者が今までに直面していない新しい中で、送配電事業者は安定供給を確保しなければいけないし、高効率化をしないといけない。

そういった中で、やはりシステム技術とかデータ管理技術とか、いろいろなものが、 日本の得意とする優れた技術とか、先進的なシステム技術というのはあると思います ので、コストの話ばかりをするのではなくて、送配電事業者は、やはり長いレンジで、 独占でインフラを守っていかなければいけないライフラインでありますので、そうい うところを積極的に。

臆病になってしまうと、どうしても新しい技術が入らなくなると思いますので、例 えば初期の数年はコストが高くても私はいいと思います。長い目で10年、20年みたら、 それが効率化につながれば、それは合理的な設備形成になる、送配電事業になります ので、単にコスト、コストと、乾いた雑巾を絞るみたいなことばかりでは、日本のライフライン、世界に冠たる送配電事業者もつくらなければいけないですし、送配電事業の設備、システムもつくっていかなければいけないと思いますので、単なる料金、料金ではなくて、やはり元気が出るような新しい形、そういった視点も今後少し入れていただければと思います。

以上です。

- ○八田委員長 今おっしゃったことは、ある意味では、算定期間を長くみるという ことですかね。
- ○林委員 いや、算定期間を長くというか、そこはまだ、今後いろいろ議論をしていただければいいと思いますけれども、短い期間ですと、我々大学の研究も、短い期間で成果を出せというのは、どうしても短期的な視野になってしまうので、長期ビジョン的な話の中から出る短期的な評価をどうするかとか、そこはヒアリングとかいろいろなやり方が多分今後あると思いますので、どうしても長くしろというわけではないですけれども、そこもまた議論していっていただければいいと思います。
- ○八田委員 わかりました。

それでは、箕輪委員どうぞ。

○箕輪委員 今の林先生のご発言にも少し関連しますけれども、恐らく企業は、例えば中長期の経営計画に基づいて、この年度でどういうコストをかけるかとか、いろいろ戦略がおありだと思うので、そういうものも踏まえながら、上がった、下がっただけではなくて、全体的にいいような投資をされているところはきちんと評価をするとか、金額だけではない、そういった評価項目をきちんと設けていくことはとても大事ではないかと思っております。

あと、大きな話として、先ほども出ていましたが、情報開示によって効率化も進むのと、あと、やはりきちんと努力をされているところはきちんと評価されるというのは、社会的な見え方なり、投資家の方からの見え方もよくなってくると思うので、そういった意味でも、情報開示というのはとても重要だと思います。

あと、何年ごとに審議をするというのは、私もいろいろ考え方があるかなと思いますが、事業者の方にご負担をかけ過ぎないように、ただ一方で、環境であるとか技術であるとかというのは日進月歩でどんどん進んでいくので、正しい評価というか、いい意味での評価も、きちんとペナルティーを与えるという評価の意味でも、余り長い

と効果がなくなってしまうのではないかなと思いますので、そこがきちんとはかれる 年数にしていったほうがいいと思いますし、項目も、そういう意味では、一度定めて、 それでずっと行くというよりは、それぞれの環境なり状況に応じて評価項目もブラッ シュアップしていくような方法がいいのではないかと思っております。

○八田委員長 どうもありがとうございました。

一巡しましたが、稲垣委員どうぞ。

○稲垣委員 大方同じ意見だと思いますね。私は、インセンティブをどのように考えていくのか、どのように具体的に評価項目の中に入れていくのかというのはすごく大事だと思います。技術的な進化が激しい中で3年というタームについては、これは、まず原則的には、そこは3年というのはいいだろうと思います。5年は長いのかというと、それは本当に長いなという気がします。3年を、要するに見直しの期間とするというのは、やはり1年やってみて、その後議論が沸いてきて、3年目には作業に入るわけですから、いわばぎりぎりのところではないかという気はします。しかも3年の見直しの中については、毎年監査もやるわけだし、監査についても、これから監査項目をどうするかということも考えていくべきだと思いますね。

そのときに、3年に1度、特にインセンティブをどうするかということとの関係で考えると、評価項目の中に、先ほど皆さんがおっしゃったように電力の製造コストとか、そういうことではなくて、送配電事業者も電気を送ることだけではなくて、要するに資産の運用とか、それから技術の提供とか販売とか、いろいろなビジネスをやっているわけですね。そうしたビジネスを支えるために、あるいは促進というか経済政策とも関係すると思いますが、そうした項目も評価項目の中にあっていいのではないかと思います。

例えば、要するに長期戦略の中でこの技術を、日本の競争力強化で世界的に売っていこうというときには、長期の大規模な研究資金が要るとか、あるいは販売戦略を立てるとか、それを実施するときにはファンドが必要だったり蓄積が必要だったりする。こういうものについても、やはり積極的に評価をする。つまり我々は電力の託送だけをみるのではなくて、電力事業者の経営も評価するという観点で考えていく。その中で、彼らの立ち居振る舞いをみながら、彼らの利益を確保できるような評価項目もきちんと入れていってやる。

それを考えると、やはり3年ぐらいは必要だろうなと思いますし、そうした観点の

項目も入れていただけたらと思います。

以上です。

○八田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

どうもありがとうございました。

共通で皆さんおっしゃったのは、やはりコスト削減のインセンティブを与えるべきだということがあったと思いますね。それには、結局はヤードスティック的な考慮が必要で、一生懸命頑張ったところに、もっと値段を下げろというべきではなくて、そこはせめて山分けというか、そこの利潤も認め、それから消費者の値下げもするというようなことはあり得るかもしれませんが、少なくとも全部を値下げにしてしまってはしょうがない。だから、能率の悪いところはかなり収益率が低くなってもしょうがないから、どんどん値下げしようという圧力をかけていくということが、1つは共通のお話だった思います。

もう一つは、稲垣先生が最初におっしゃったように、そのヤードスティックを当て はめるにおいても、それぞれの場所の事情があるだろうから、その事情のことも勘定 に入れなければいけないだろうとおっしゃった。これは、後で林先生がおっしゃった 技術革新をいろいろなところでやっている場合には、そのこともやはり考慮すべきで あると。もともととは違ったコンテンツかもしれないけれども、基本的には同じこと だと思います。それを、ヤードスティックを考慮するときにどのように入れていくか というのは、非常に難しい問題ではあると思いますが、そういうことが必要だろうと。

非常に冷たくいえば、すごくいい技術的な投資をやっているところで、そのコストがかかったのであれば、そのときには低い収益率で我慢してもらう。将来、その結果大幅にコストが削減できたらば、そのときにやたらに値段を下げない。これは最初のアレと同じことですけれども、それをギャランティーしてやると、投資するインセンティブがきちんとできるだろうと思います。ともかく能率化すればするほど、全部取り上げてしまうということはよしたほうがいいだろうということにつながるのではないかと思います。

それからもう一つは、圓尾先生もおっしゃったけれども、情報を公開して、新しい 工夫をみんなに知らせるというような仕組みも必要だと、それもそのとおりだと思い ます。 最後に、今ご説明がありましたが、私が思うには、停電事故に対して、停電事故が起きれば報酬率を下げるということをやって、次の料金の設定につなげるということが必要で、もしそういう停電事故を下げると、その分の報酬があるということがなければ、やはり本当にコスト削減一辺倒になってしまって、事故が起きてしまう可能性がある。事故が起きるときには、必ずそれに対する一種の支出がかかるから、それを考えながらやっていくということが必要なのではないかと思います。

そのときに、停電事故が起きたときに、どの程度のペナルティーを与えるのかとい うのは、これは、まさに我々がきちんと最初から設計して、その上で送電事業者が自 分の投資計画が立てられるようにする必要があるのではないかと思います。

ほかにご意見ございませんでしょうか。林先生どうぞ。

- ○林委員 停電事故という委員長のご発言の趣旨は、停電事故というのは、例えば 自然災害とか雷とか、いろいろなもので不可避な停電事故等もあるとは思いますが、 おっしゃっている意味は、どちらかというとそういう事故はいかがでしょうか。そこ を確認したかったのですが。
- ○八田委員長 それは、諸外国でみんなそういう例がありますから、その勘定の仕 方ですよね。軽微な雷に対してきちんと備えておかなければいけないかもしれないし、 どの程度以上だったらばどうするとか、何日以上とか、そういうのは、やはり諸外国 の先例もみてやるべきだと思いますけれども。
- ○林委員 わかりました。
- ○稲垣委員 停電のことで思い出しましたが、評価項目の中に、電力を送る、安定 供給の観点での評価項目というのは非常によく整理されていると思うのですが、託送 事業者というのは、実は発電と小売、それから市場、これを支えているわけですよね。 つまり電力が流れて、しかも取引情報が健全に流れない限りは市場が動かない、小売 も動かない、発電も困ると、こういうことですね。

この辺は、評価項目の中に、例えば情報通信の保安とか安全確保、ここは電事法の保安という概念とは違うのですが、例えばデータセキュリティーとか、それから通信のセキュリティーとか、それから通信事業、つまり取引き情報を動かすに当たっての信頼性の確保とか、システム開発の運用に当たっても、そうしたところへの、要するに費用もきちっと適化を考えてみる。きちんと投資をしているのかどうかという観点からもみることが必要だと思いますね。

これは、自由化のもとでの託送料金、託送制度と、それから従前の託送制度との違いだと思いますね。今回はスマートメーターの問題もありますし、それから情報が流通しなくて市場が混乱させられたというところが、幾つか事件が起こっていますので、その辺も評価項目なりにきちっと入れて、そこで努力をしたところは評価し、たるんでいるところにはきちっと努力していただくような政策がとれるように、しかも、それが市場なり国民に知らされて、そしてこれをみんなが、国民が、事業者に対する、あるいは役所に対する立ち居振る舞いをもむという、その挙動にあらわれるような、そういうことを考えながら基準をつくってもらいたいと思います。

○八田委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、きょう出たご意見も踏まえて、事務局としてはご検討いただきたいと思います。

それでは、次の議案に移ります。「電気事業の託送供給等収支に関する監査について (案)」について、資料4に基づいて恒藤課長からご説明をお願いいたします。

〇恒藤NW事業監視課長 資料 4 でございます。 PDF では12ページからでございます。

本件は、先ほどの議論にも関係いたしますけれども、私ども事務局では、電気事業 法に基づきまして毎年一般送配電事業者の託送供給等収支の監査を行ってございます。 その監査の際に、確認すべき事項を一部、より詳細に明確化する必要があると考えて ございまして、その内容を記した内規を定めて公表したいと考えてございます。それ についてご審議いただきたいという内容でございます。

実際の案は、その後ろの4-1につけてございますが、主なポイントから、資料4に沿ってご説明をいたします。

改正前、要するに昨年4月からの電力小売自由化前の段階では、電気事業託送供給 等収支計算規則、いわゆる「託送収支計算規則」におきまして、送配電部門が託送収 支計算書を作成するに当たっては、電気事業全体の総収益・費用から、送配電部門の 収益・費用を抽出して作成してくださいという記載になってございました。それが、 現行の託送収支計算規則では、いずれ送配電部門は法的に分離をされることを見込み まして、送配電部門の収益・費用を直接記載するという規定になってございます。

ということで、本年度、要するに昨年4月からのものについては、この新しい収支

計算規則が既に適用されているわけでございますが、他方、実はまだ多くの事業者が 送配電部門の法的分離を行っておりませんので、そういった事業者におきましては、 会社全体の電気事業に係る総収益・総費用がまずありまして、そこから送配電部門の 部分を抽出して託送収支計算書をつくる。そういうプロセスは引き続き行われるわけ でございます。

それで、監査におきましては、各事業者がそういうことを適正にやっているかどうかを確認する必要がございまして、そういった事項を明確にするために、その内容を記した内規を策定し公表したいと、そういうことでございます。

その内容につきましては、2. に「概要」を書いてございますが、(1)~(5)までということで、収益、それから費用、固定資産、離島供給収支、そしてインバランス供給収支について、それぞれ今申し上げたような内容を記載する内容になってございます。具体的に後ろについてございますので、ご覧いただければと思います。

この内容は、かなり分厚い内容になってございますが、基本的には昨年度までの託 送収支計算規則に記載されていた内容を整理して記載したということでございまして、 実際には、昨年度までのやり方でやってくださいと、託送収支計算規則に書いてあっ た内容をそのままもってきた内容になってございます。

続きまして、2ページ、その次の3. でございますが、この「用途」は、先ほど申し上げましたとおり、実際に各社がこういったやり方に基づいて託送収支計算書をつくっているのかどうかということを、私ども事務局が監査をする際に、これをベースにして監査をするというのが大きな用途でございます。

加えまして、一般送配電事業者は、託送収支計算書に係る証明書を公認会計士又は 監査法人から取得することになってございます。その際に、公認会計士又は監査法人 が証明書を出す際の監査においても、こういったやり方でやられているということを みる際の基準としても用いることを念頭において作成をしたいと考えてございます。

以上、こういった内規を定めて公表したいと考えてございます。ご審議のほどをよ ろしくお願いいたします。

以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

箕輪委員どうぞ。

○箕輪委員 ありがとうございました。

実質的な中身としては従前と同じということなので、事業者さんのほうも混乱はないと思いますし、また、こちらのやる監査という意味でも、きちんと視点が明らかになっていたほうがいいと思いますので、こういった内規を定めていただいていいと思います。

また、会計士という立場から、やはりこういうものがないと、何に依拠して監査するか、判断が難しくなるので、重要であると思います。そういった意味で、定めていただけて整理ができたのではないかと思っております。ありがとうございました。

- ○八田委員長 稲垣委員どうぞ。
- ○稲垣委員 内規を定める意味は、監査規程の解釈を我々が明らかにするということだと思うので、是非積極的に進めていただくようにお願いしたいと思います。

ちょっと質問ですが、この議論は、例えばある規定の内容として、こういうことを 内規の中に盛り込むべきだ、つまり評価基準としてこういうことを設けるべきだとい う議論もここでしていいのでしょうか。

規定を読むわけだけれども、その解釈として内規をつくりますが、我々は、今ここで監査項目を議論しているわけですけれども、従前の監査項目の中に、例えばこういうことが不足しているからこれは入れるべきではないかとか、あるいは含まれているなら含まれているで、それがはっきりするようにするべきではないかということを、ちょっとお願いしたいことがあるのですが、その議論をしてもいいのでしょうか。

- ○恒藤NW事業監視課長 もしございましたら、それも……。
- ○稲垣委員 例えば今の規程の中で、今回のスマートメーターの情報の漏れがありましたけれども、そのスマートメーター変更のためのトレーニング費用とか、それから機器の信頼性の確保とか、システム開発における信頼性確保の費用とか、システム監査の費用とか、そういう費用というのは、あるいはそれに伴い今回の混乱を防止するためにいろいろな対策をとったわけだけれども、その費用というのは、科目としては、損失などは特損か何かのところへぽんと入るということですかね。

例えば取引情報の流通とか、それから業務そのものの信頼性を確保するための費用、事前の予防とかリスクアセスメントとか訓練とか対処とか、あるいは損害についてもそうですけれども、それは、やはり電力に関するものとは区分して、要するにジュョウカに関する取引情報の確保についても、電力と同じように区分して科目を設けていって

いただきたい。あるいは科目の中にこれが入るんだぞということは内規の中に定めて、 監査テーマにしてもらいたい。あるいは監査項目として明確に意識して監査してもら いたいと思うわけです。

というのは、電事法それ自体が、まだ電力流通だけに偏っていますね。取引情報については、ほぼ手つかずの状態、言葉としては。だけれども、我々は、取引の安全を確保しなければならないわけで、そこに対する投資と、適切な投資が行われているかどうか、それから損失についても適切な損失に対する対処をしているかどうかきちっとみていく必要があると思います。

というわけで、具体例としては我々がやってきた事例があるわけですけれども、それは今回の管理基準の中のどこに含まれるのか、それが不明確であれば明確化する、できれば科目として、管理基準の中に言葉として入れてもらいたいと思います。 以上です。

- ○八田委員長 このことについて、事務局から何か考えがありますか。
- ○恒藤NW事業監視課長 今、委員ご指摘の点は、収支という観点で、まず託送収支計算書自身は、送配電部門、あるいは託送部門の収支を明確化するという観点でできているものだと認識しておりますが……
- ○稲垣委員 その部門というのは、分離するという意味の明確化という意味ですよ ね。
- ○恒藤NW事業監視課長 はい。

それで、今、稲垣委員のご指摘は、その費用なりがどういう部門に入っているのか明確化すべきということと、それから、また逆にそういうテーマといいますか、そういう事象に対応するための各社の取組が適切に行われていて、また、それが収支という観点でどういうインパクトがあったのか、なかったのかということも監査なり、あるいは私どもの監視行動の一環としてきちんとみていくべきではないかということの、どちらかというと、私は後者のほうの、そういう情報のセキュリティーなり適切な流通のために各社がどういう取組をやって、それが適切に行われているかどうか、しっかりみていく必要があるのではないかというご指摘だと理解いたしましたが、もし、それでよろしければ、事務局でどういう形でやっていくのかというのを、各委員からもご意見をいただきながら、少したたき台なりをつくって、またこの場で皆様と議論をさせていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

○稲垣委員 説明とテーマが、今回の提案に関するものを超えてしまっているので わかりにくくて申しわけありません。

きちっとやっているかどうかをみるというのは、それは一般的なことであって、それはそれでやっていただきたいと思います。

それから、今回の提案というか、この議題については、ここで提案された趣旨は、 分離をするという観点から、その提案をなされているわけですよね。私の申し上げた ことは、分離とは、それ自体とは関係がないことであって、そういう意味で混乱をさ せて申しわけありませんでした。

ただ、分離をするわけだけれども、託送とその他、これは、要するに法的分離の中でくっついているところは両方に関係するわけだけれども、いずれにしても、少なくとも託送分野については、こういう監査科目を設けてほしいということです。

そうしないと、要するに金の点で、あるいは財務評価の点できちっとできないと、 挙動はきちっとされないということなので、監査の観点からも、つまり金の流れの観点からも、きちっと取引情報の信頼性確保やセキュリティーに関する費用の支出と適正化がなされているかどうかということを、独立した科目として設けてみてもらいたいということであります。

以上です。

- ○八田委員長 そうすると、今お話になったのは、要するにそういう情報への投資 のような項目というのは非常に重要だから、これからの監査に対することをどこに入 れるかというのを検討してほしいと。
- ○稲垣委員 はい。
- ○八田委員長 それとは別に、きょうの監査の案については、これは分離に関する ことだから、これはこれであり得るだろうと、そういうご趣旨ですね。
- ○稲垣委員 はい。
- ○八田委員長 あと、ほかにご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、事務局提出の案のように、今回の分離に関する対応としては決定してよ ろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。

それでは、ご異論がございませんので、委員会として、このように決定したいと思います。

これに基づいて、箕輪委員もおっしゃったようにきちんとした基準ができたから、これから監査が非常にやりやすくなると思いますが、一方で、稲垣委員がおっしゃったような項目についても、これはある程度時間をかけて、どのように項目に加えたらいいかというようなことをご検討いただきたいと思います。

- ○稲垣委員 どうぞよろしくお願いいたします。
- ○八田委員長 それでは、次は議題の3つ目です。「第65回電力・ガス取引監視等委員会の議事の報告について」、資料5に基づいて新川課長からご説明をお願いいたします。
- ○新川総務課長 総務課長の新川でございます。

資料5「第65回電力・ガス取引監等委員会の議事の報告について」ということでございますが、平成28年新潟県糸魚川市におきます大規模火災による被害につきまして、災害救助法が適用されまして、その災害救助法に基づき、東北電力から2件の災害特別措置の申請があり、経済産業大臣から意見照会がございましたので、それは書面開催をさせていただきました。昨年の12月27日に書面開催をさせていただきましたので、その旨のご報告でございます。

主なポイントのところ、先ほど申し上げました糸魚川市の大規模火災で災害救助法の適用が決定されましたので、東北電力から、そこに書いてございますように、被災した需要家等に対する電気の災害特別措置として料金の支払い期限の延長や使用月の料金免除等を実施するという申請がございました。2件といっているのは、小売の部分と託送の部分で2件来ているという意味でございます。

それで、同日、大臣から求めがありまして、異存はないという旨の回答を、書面に てお諮りした上でさせていただきました。

なお(参考)のところにガスについても書いてございますが、ガスにつきましては、 12月27日に糸魚川市ガスから、また1月5日に糸魚川市に隣接する上越市を供給区域 とします上越市ガスから経済産業大臣に認可の申請がされております。

これは、いずれも申請があった日に委員会から関東局への事務委任の下で認可を行うことに異存はない旨の回答をしておりますことも、あわせてご紹介させていただきます。

以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございました。

ただいまのは報告です。

これで、第1部で予定していた議事は全部終了いたしました。

何かほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、事務局より連絡事項をお願いいたします。

- ○新川総務課長 第2部につきましては、準備が整い次第開催をさせていただきます。
- ○八田委員長 それでは、これをもちまして第1部を終了いたします。 どうもありがとうございました。

——了——